

7 カルチャーセンターにおける演奏等

カルチャーセンター、文化教室、オープンカレッジその他設備を設け、教養、技能、技芸、運動等の複数の分野の講座を恒常的に開設し、教授する事業を行う施設（以下「カルチャーセンター」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1、2、3、4、5、6、8及び9の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は、受講料収

入算定基準額の $\frac{1}{100}$ の額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 演奏等が行われる講座1回あたりの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	10名 まで	15名 まで	20名 まで	25名 まで	30名 まで
1,000円まで	150円	220円	300円	370円	450円
1,500円まで	220円	330円	450円	560円	670円
2,000円まで	300円	450円	600円	750円	900円
2,500円まで	370円	560円	750円	930円	1,120円
3,000円まで	450円	670円	900円	1,120円	1,350円
3,500円まで	520円	780円	1,050円	1,310円	1,570円
4,000円まで	600円	900円	1,200円	1,500円	1,800円
4,500円まで	670円	1,010円	1,350円	1,680円	2,020円
5,000円まで	750円	1,120円	1,500円	1,870円	2,250円

講座1回の受講料が5,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が30名を超える場合の使用料は、10名までを増すごとに、「30名まで」の場合の使用料に、「10名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1 回の受講料	10 名 まで	15 名 まで	20 名 まで	25 名 まで	30 名 まで
1,000 円まで	50 円	70 円	100 円	120 円	150 円
2,000 円まで	100 円	150 円	200 円	250 円	300 円
3,000 円まで	150 円	220 円	300 円	370 円	450 円
4,000 円まで	200 円	300 円	400 円	500 円	600 円
5,000 円まで	250 円	370 円	500 円	620 円	750 円

講座 1 回の受講料が 5,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、「5,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が 30 名を超える場合の使用料は、10 名までを増すごとに、「30 名まで」の場合の使用料に、「10 名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(カルチャーセンターにおける演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するにあたり通常必要となる受講者 1 人あたりの料金（消費税額を含まないもの。）をいう。ただし、別途特別な教材費、会場使用料及び楽器使用料の負担の明示がある場合にはその額を控除して得た額をいう。

会費制等により講座毎の受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利

用状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入算定基準額)

- ④ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理する著作物利用講座の受講料収入の額とする。但し、これにより難しい場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の $\frac{50}{100}$ の額とする。

(講座1回の受講料)

- ⑤ 講座1回の受講料とは、当該講座の受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

- ⑥ 受講者数とは、募集定員をいう。ただし、(2)の規定において、あらかじめ受講者数が確定している場合にはその数とする。

(著作物1曲1回ごとの使用料)

- ⑦ 著作物1曲1回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑧ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入を、開講から年度末までの期間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ⑨ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において受講料収入を得る期間が1年に満たないときの使用料は、年間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ⑩ (2)①又は②の規定を適用する場合において、受講者数が5名までの場合の使用料は、該当する表の10名までの区分に定める各使用料額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

(その他)

- ⑪ カルチャーセンターにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。